



## 労働者の健康・メンタルヘルス

大塚 泰正  
(広島大学准教授)  
堀田 裕司  
(広島大学大学院)

### I はじめに

わが国では、平成10年に自殺死亡者数が急増し、3万人を突破した。以降、平成23年までの14年間、自殺死亡者数は毎年3万人を超える高水準を維持し続けた。この間、自殺対策基本法の施行(平成18年10月)、自殺総合対策大綱の策定(平成19年6月)が行われ、国を挙げて自殺対策が推進された。平成24年度の自殺対策に関する予算案は、「自殺の実態を明らかにする」「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」「心の健康づくりを進める」「適切な精神科医療を受けられるようにする」「社会的な取組で自殺を防ぐ」「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」「遺された人の苦痛を和らげる」「民間団体との連携を強化する」などの目的で、約187億円が計上されている。最新の警察庁による統計資料「平成24年の月別の自殺者数について(12月末の速報値)」(平成25年1月17日)によると、平成24年の自殺死亡者数は2万7766名であり、平成10年以来、はじめて自殺死亡者数が3万人を割り込んだ。自殺死亡者数が減少した背景については、今後さまざまな面から議論が行われることと思われるが、このような国を挙げての自殺対策が、地方公共団体や民間団体等による実践活動を通して、国民一人ひとりの自殺に対する意識や知識を高めたことが、自殺予防につながった一因である可能性が示唆される。

わが国では、自殺に関する統計資料がいくつか存在する。代表的なものは、警察庁が毎年公表している『自殺の概要資料』(平成23年分からは内閣府と連名で「自殺の状況」として公表されている)と、厚生労働省が毎月公表している『人口動態統計』である。また、民間団体等による独自の調査資料も存在する。これらの統計資料は、調査の実施方法や用語の定義などが異なるため、たとえば自殺死亡者数の総数だけを見ても、差異が認められる。

このような点を鑑み、本論文では、労働者の健康・メンタルヘルスについて、特に自殺に関する各種統計

資料の見方や資料間で数値が異なる点に焦点を絞り、解説を行う。

### II 警察庁と厚生労働省による総自殺死亡者数の相違

警察庁と厚生労働省が公表している総自殺死亡者数の推移を図1、図2にそれぞれ示す。周知のとおり、わが国の自殺死亡者数は平成10年に急増し、以降横ばいの状態が続いている。このような傾向は、図1、図2のいずれにも認めることができるが、全体的に、厚生労働省の統計資料に示された自殺死亡者数は、警察庁の統計資料に示された自殺死亡者数よりも少ない。これには、2つの理由を挙げることができる(内閣府2012)。

第一に、調査対象者の差異である。厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としているのに対して、警察庁の自殺統計は、日本における外国人も含む、総人口を対象としている。厚生労働省の統計には、外国人は含まれないため、自殺死亡者数は必然的に警察庁の統計よりも少なくなる。第二に、事務手続き上の差異である。厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。一方、警察庁の自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。そのため、警察庁の統計では、死因を自殺と判断する可能性が高くなるため、厚生労働省の統計よりも自殺死亡者数が多くなっている。

### III 警察庁と厚生労働省による労働者の自殺死亡者数の相違

自殺死亡者を労働者に限定した場合も、上述の理由により、警察庁と厚生労働省が公表している自殺死亡者数は異なっている。また、職業の分類方法についても、両統計資料には差異が認められる。

厚生労働省の人口動態統計では、職業を「専門的・

図1 警察庁の自殺の統計資料による自殺死亡者数の推移

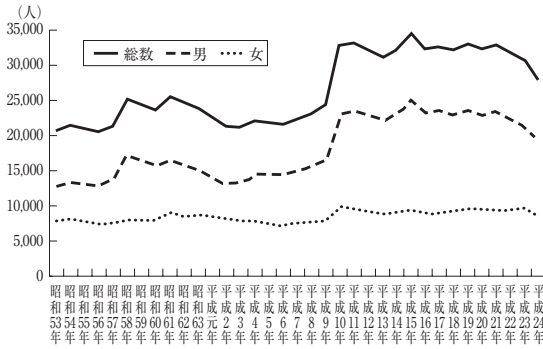
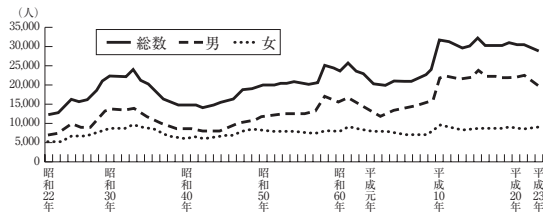
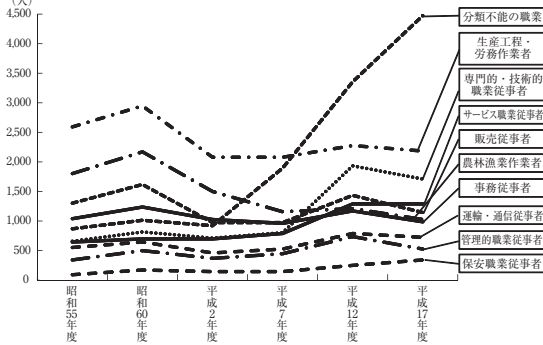


図2 厚生労働省の人口動態統計による自殺死亡者数の推移



技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」「保安職業従事者」「農林漁業作業員」「運輸・通信従事者」「生産工程・労務作業員」「分類不能の職業」に分類している。ただし、「分類不能の職業」には仕事の有無が不詳である者を含むため、実際には無職の者も含まれている可能性がある。厚生労働省の人口動態統計による労働者の自殺死亡者数の推移を職業別に示したものが図3である。

図3 厚生労働省の『人口動態統計』による労働者の自殺死亡者数の推移



一方、警察庁の自殺統計では、平成18年までは、職業を「管理職」「被雇用者」の2種類にしか分類していなかった。ただし、例えば「被雇用者」に関する具体的な職業として「農林・漁業作業員」「工具」「自

動車運転手」など、それぞれについて下位の職業が設定されている。警察庁は、平成19年に自殺統計原票を改正し、職業の分類が「専門・技術職」「管理的職業」「事務職」「販売従事者」「サービス業従事者」「技能工」「保安従事者」「通信輸送従事者」「労務作業員」「その他」と詳細になった。これらについても、それぞれ下位の職業が設定されているが、例えば平成18年までの「管理職」には「議員」「管理職公務員等」「会社・団体の役員」「会社・団体の役員以外の管理職」が含まれるのに対して、平成19年以降の「管理的職業」には「議員・知事・課長以上の公務員」「会社・公団等の役員」「会社・公団の部・課長」が含まれる。このように、平成18年までと平成19年以降の警察庁の職業分類は単純に比較することはできない点に注意する必要がある。図4に、警察庁による平成18年までの労働者の自殺死亡者数の推移を、図5に、平成19年以降の労働者の自殺死亡者数の推移を職業別に示す。

図4 警察庁の自殺の統計資料による労働者の自殺死亡者数の推移（平成18年以前）

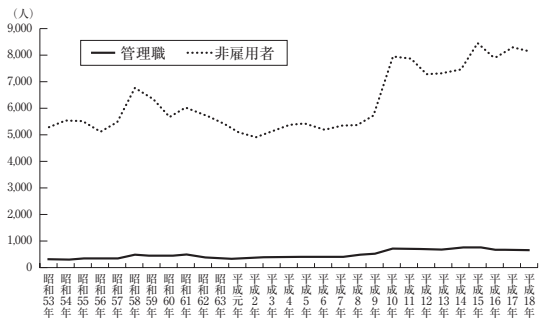
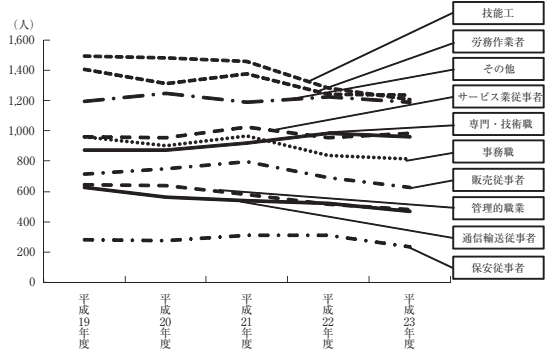


図5 警察庁の自殺の統計資料による労働者の自殺死亡者数の推移（平成19年以降）



#### IV 精神障害の労災補償状況

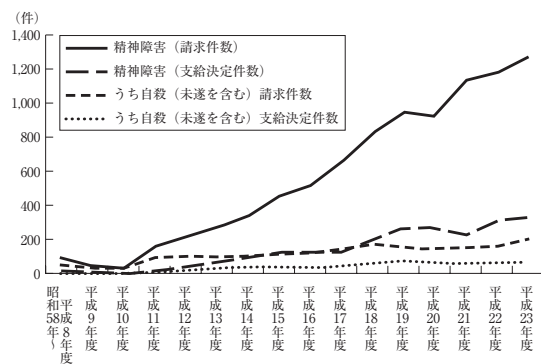
わが国の精神障害に関する労災認定については、平成11年に公表された「心理的負荷による精神障害等

に係る業務上外の判断指針」の別表1「職場における心理的負荷評価表」によって、業務による心理的負荷の強度等について評価し、業務上外の判断を行うこととなった。この判断指針が公表される平成10年以前は、図6に示すように、精神障害に関する労災認定はほとんど行われてこなかった。

この判断指針は、平成21年に一部改正が行われ、職場における心理的負荷評価表に新たな出来事を追加するなどの見直しが行われた。また、平成23年12月には「心理的負荷による精神障害の認定基準」が公表され、これに伴い、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」は廃止された。認定基準は、心理的負荷の強度を示す具体例が「業務による心理的負荷評価表」に示されたこと、複数の出来事があったときの評価方法を具体的に記載したこと、セクシュアルハラスメントなど一部の出来事については、評価期間を6カ月以上前まで延長することができるようにしたことなど、多くの点で認定指針とは異なっている。

図6の精神障害の労災補償状況の推移を見ると、労災補償の「請求件数」は年度が進むにつれてほぼ右肩上がりの状況にあり、その中には年間100～200件程度の自殺者が含まれている。ただし、図6の「自殺」には、自殺未遂者も含まれているため、これらの人々は警察庁や厚生労働省の自殺死亡者に関する統計資料には含まれないことになる。

図6 厚生労働省の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」による精神障害の労災補償状況の推移



注：昭和58年～平成8年については、合計した数値を掲載。

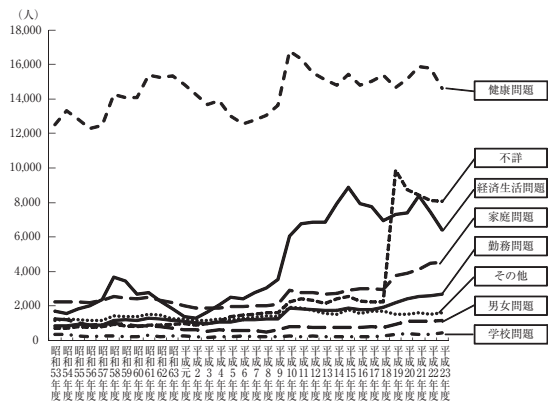
## V 自殺の原因

自殺の原因に関する統計調査資料としては、第一に警察庁が毎年公表している自殺の概要資料を挙げる事ができる。平成18年までは、自殺の原因・動機を

1人につき1つ計上し、「家庭問題」「健康問題」「経済生活問題」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」「その他」「不詳」に分類した。平成19年以降は、自殺統計原票の改正により、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる自殺の原因・動機を1人につき3つまで、さらに詳しい小分類を含めて計上できるようにした。そのため、平成19年以降は、自殺死亡者数と原因・動機数の和が一致しない点に注意する必要がある。

図7に、警察庁による原因・動機別自殺死亡者数の推移を示す。平成18年以前と平成19年以降で集計方法の違いはあるものの、原因として最も多いものは「健康問題」である。また、自殺死亡者が3万人を超えた平成10年以降は、「経済生活問題」を原因とする自殺が増加している。「勤務問題」は、平成19年以降増加傾向にあるが、これは、先述したように、自殺統計原票の改正により、自殺の原因・動機を1人につき3つまで計上できるようにした影響であると考えられる。

図7 警察庁の自殺の統計資料による原因・動機別自殺死亡者数の推移



注：平成19年以降は、自殺統計原票の改正により、自殺の原因・動機を1人につき3つまで計上できるようにしている。

NPO法人ライフリンクと東京大学が中心となり結成された「自殺実態解析プロジェクトチーム」は、平成19年7月から平成20年6月にかけて、自死遺族305名を対象に面接調査を実施した。この調査では、警察庁の「自殺の概要資料」をまとめる際に使用している52の要因を参考に、56の「危機要因」を選定した。この調査の報告書である「自殺実態白書2008【第二版】」（自殺実態解析プロジェクトチーム、2008）には、「危機要因の認定については、遺族からの聞き取り調査の結果を基にして、自殺実態解析プロジェクト

チームのメンバーが行った」と記載されている。また、危機要因については、自殺者1人につき1つではなく、考えられる自殺の原因を複数計上した。集計の結果、自殺時に抱えていた危機要因数は一人あたり平均4つであること、多かった危機要因は、うつ病、家族の不和、負債、身体疾患、生活苦、職場の人間関係、職場環境の変化、失業、事業不振、過労などであることなどが明らかになった。

図8は、警察庁統計資料による平成19年における原因・動機別自殺者数、図9は、自殺実態解析プロジェクトチームによる自殺の危機要因を、それぞれの領域ごとに割合を示したものである。図8と図9を比較すると、警察庁の統計資料では「健康問題」がほぼ半数を占めているのに対して、自殺実態解析プロジェクトチームの統計資料では「家庭問題」「勤務問題」「学校問題」の割合が警察庁の統計資料と比べて高くなっている。このような割合の相違は、調査時期、調査対象者、原因の評価者、評価可能な原因の個数などの違いによって生じているものと思われる。

図8 警察庁の自殺の統計資料による原因・動機別自殺者数の割合（平成19年）

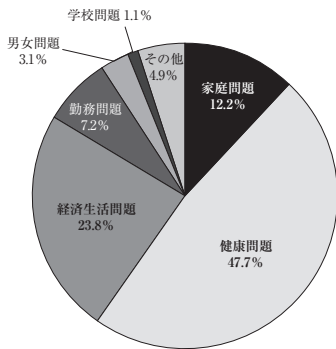
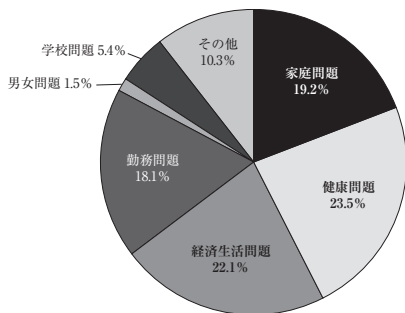


図9 自殺実態解析プロジェクトチームによる自殺の危機要因の割合（平成19年7月～平成20年6月）



## VI おわりに

本論文では、労働者の健康・メンタルヘルスに関して、自殺に関する統計資料を中心に解説した。自殺に関する統計資料は、警察庁および厚生労働省が公表しているものが代表的であるが、これらの統計資料間には調査の実施方法や用語の定義などにおいて差異が認められるため、共通した数値を認めることはできない。また、いずれの統計資料も労働者に限定したものではないため、労働者の自殺の特徴や傾向について検討するには、入手できる範囲で統計資料を加工して使用することが必要となる。警察庁やライフリンクによる自殺の原因に関する調査結果を見ると、勤務に関する問題は自殺に少なからず影響を与えている可能性が示唆される。現時点では、警察庁・厚生労働省いずれの統計資料についても、ローデータを参照することができないため、労働者に限定したデータのみを抽出して解析を行うことは困難である。しかし、今後、労働者の自殺やメンタルヘルスに関するさらに効果的な対策を打ち出すためには、労働者に限定した自殺死亡者の背景や特徴に関する解析を行うことも必要であると思われる。なお、自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）において精神科医の島悟氏は、「自殺の危機経路に関する考察」を行っている。本考察は、今後の自殺対策についても示唆に富む内容が含まれているので、あらためてご一読いただきたい。

### 参考文献

- 自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）『自殺実態白書2008【第二版】』自殺対策支援センターライフリンク。
- 厚生労働省（2012）『平成23年（2011）人口動態統計』。
- 内閣府（2012）『平成24年版自殺対策白書』新高速印刷。
- 内閣府・警察庁（2012）『平成23年中における自殺の状況』。

おおつか・やすまさ 広島大学大学院教育学研究科心理学講座准教授。最近の主な著作に『産業ストレスとメンタルヘルス』（共著、中央労働災害防止協会、2012年）。産業カウンセリング、職場メンタルヘルス専攻。  
ほりた・ゆうじ 広島大学大学院教育学研究科心理学専攻博士課程前期2年。臨床心理学、職場メンタルヘルス専攻。